

藤井寺市柏原市学校給食組合職員安全衛生委員会規程

平成 2 年 4 月 1 日
規 程 第 1 号

改正

平成 15 年 3 月 24 日 訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 職員の労働安全衛生に関する重要事項について調査審議するため、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 19 条の規定に基づき、藤井寺市柏原市学校給食組合職員安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、管理者に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の労働安全衛生に関する基本的事項の企画調査に関すること。
- (2) 職員の労働安全衛生教育その他安全衛生に関する知識の普及に関すること。
- (3) 職員の公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 職員の健康保持及び労働環境衛生に関する調査及び対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の労働安全衛生に関する重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員 12 人以内で組織する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、安全管理者、衛生管理者、産業医その他安全衛生に関する知識及び経験を有する職員のうちから、管理者が任命する。ただし、委員の半数は、職員をもって組織する職員団体(以下単に「職員団体」という。)の推薦した者とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、3 分の 1 以上の委員から会議に付すべき事項を示して請求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会は、会議に必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせること

ができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門的事項を分掌させるため、次の各号に掲げる専門部会を置くことができる。

(1) 安全部会

(2) 衛生部会

2 専門部会は、委員長が指名する委員で組織する。ただし、各専門部会に属する委員の半数は、職員団体の推薦した者とする。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会の同意を得て職員のうちから専門部会委員を選任することができる。

4 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

5 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務係において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月24日訓令第3号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。